

特集 / 環境保全活動の取組み(2)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

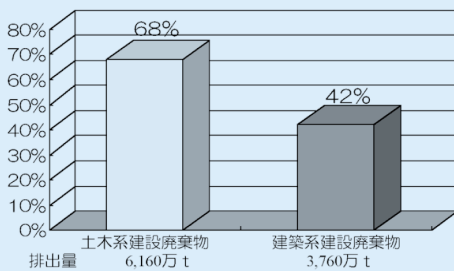
建設省建設経済局事業総括調整官室

1. はじめに

全産業廃棄物の排出量の約2割を占める建設廃棄物のリサイクルは、建築系廃棄物を中心に伸び悩んでおり、リサイクル率は土木系廃棄物で68%、建築系廃棄物で42%、全体で58%にとどまっている(図1)。

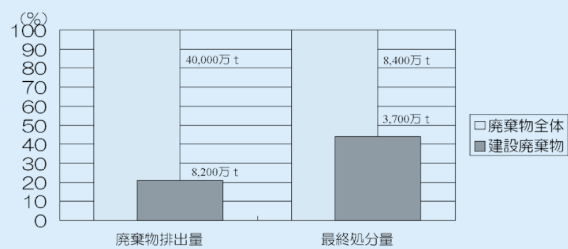
この結果、建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約4割を占めるに至っており(図2)、一部では不法投棄等の不適正処理も行われている(図3)。また、従来建設廃棄物の受け皿となってきた最終処分場の残余容量が逼迫(首都圏では1年分、全国で3.1年分)してきているとともに、今後建築系廃棄物の排出量が飛躍的に増大することが見込まれており(図4)、リサイクルや減量を促進することが喫緊の

図1 リサイクル率の比較



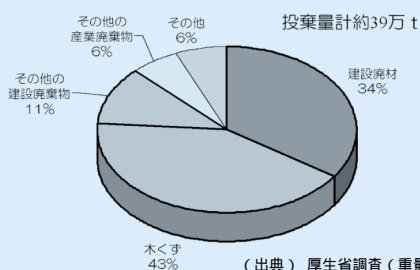
(出典) 平成7年度建設副産物実態調査(建設省)

図2 産業廃棄物の排出量および最終処分量



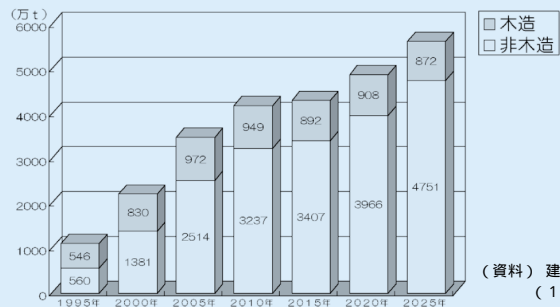
(出典) 建設省, 厚生省調査

図3 不法投棄量の内訳



(出典) 厚生省調査(重量比)

図4 建築解体廃棄物発生量の将来推計



(資料) 建設省調査 (1都8県)

課題となっている。

このような現状に対応するため、一定規模以上の建設工事について、コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材を現場で分別した上でそのリサイクルを義務付けることを中心とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が制定されたところである。

2. 法律の概要

(1) 目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 基本方針等

① 基本方針

建設大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び環境庁長官は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定の建設資材に係る分別解体等及び特定の建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針を定め、これを公表するものとする。

② 指針

都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における分別解体等及び再資源化等の促進等に関する指針を定めるものとする。

(3) 責務

建設業を営む者、建設工事の発注者、国及び地方公共団体について、責務規定を整備する。

(4) 分別解体等の実施

① 分別解体等実施義務

建築物等の解体工事又はその施工に特定の建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリー

ト及び木材）を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの（以下「対象建設工事」という）の受注者は、正当な理由がある場合を除き、施工方法に関する基準に従い、分別解体等をしなければならないこととする。なお、都道府県は、対象建設工事の規模について、条例で、より厳しい基準を定めることができるものとする。

② 対象建設工事の届出等

対象建設工事の発注者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出なければならないこととし、都道府県知事は、当該計画等が①の基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し、分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができるものとする。

③ 対象建設工事の届出に係る事項の説明等

対象建設工事を請け負おうとする者は、発注しようとする者に対して分別解体等の計画等を書面を交付して説明しなければならないこととする。また、対象建設工事の請負契約の当事者は、分別解体等の方法、解体工事費の費用等を書面に記載し、相互に交付しなければならないこととする。

④ 助言・勧告、命令

都道府県知事は、対象建設工事の受注者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事の定める指針を勘案して、分別解体等の実施に関し、必要な助言・勧告又は命令をすることができるものとする。なお、この命令に従わない場合は、50万円以下の罰金が科せられる。

(5) 再資源化等の実施

① 再資源化等実施義務

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならないこととする。ただし、木材については、工事現場から一定の距離の範囲内に再資源化施設がない場合など、地理的条件等により再資源化をすることに過大なコストがかかる場合には、焼却をすることによりその大きさを減らせ

図 5 分別解体等および再資源化等の義務付け

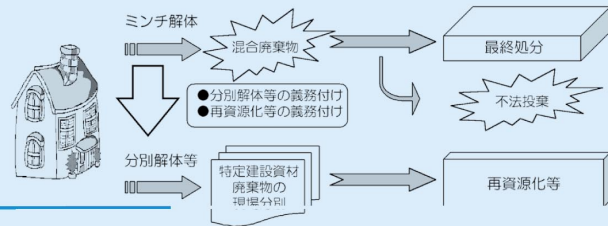
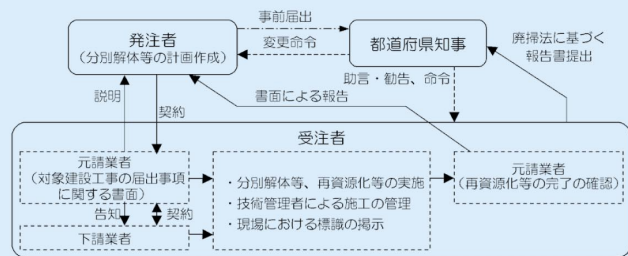


図 6 分別解体等および再資源化等の実施を確保するための措置



ば足りることとする。なお、都道府県は、条例で、より遠い施設において再資源化をさせることを義務付けることができる。

② 発注者への報告等

対象建設工事の元請業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならないものとする。

③ 助言・勧告、命令

都道府県知事は、対象建設工事の受注者の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事の定める指針を勧告して、再資源化等の実施に関し必要な助言・勧告又は命令をすることができるものとする。なお、この命令に従わない場合は、50万円以下の罰金が科せられる。

(6) 解体工事業

① 解体工事業者の登録

解体工事業を営もうとする者は、工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないこととする。

② 技術管理者の設置及び職務

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任しなければならないこととする。また、解体工事業者は、解体工事を施工するときは、技術管理

者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならないこととする。

③ 標識の掲示及び帳簿の備付け等

解体工事業者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、標識を掲げなければならないこととし、また、その営業所ごとに帳簿を備え、これを保存しなければならないこととする。

(7) その他

① 国は、対象建設工事の発注者が分別解体等及び再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄与するため、国民の理解と協力を得るよう努めなければならないものとする。

② 対象建設工事の元請業者は、各下請人が再資源化等を適切に行うよう、下請負人の指導に努めなければならないものとする。

③ 国及び地方公共団体は、再資源化をするための施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

④ 建設大臣は関係行政機関の長に対し、都道府県知事は新築工事等に係る対象建設工事の発注者に対し、再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができるものとする。

⑤ 罰則その他の所要の規定を設ける。